

「公共工事の環境負荷低減施策推進委員会」設置要綱

1. 目的

国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。）第 6 条に基づき、国は、特定調達品目（国等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類）及びその判断の基準等の事項について環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めることとされている。その基本方針において、環境負荷の低減に資する公共工事を役務に係る特定調達品目に位置付け、その調達を推進していくこととしている。

また、基本方針の作成にあたっての協議については、グリーン購入法第 6 条第 4 項において、「環境大臣が当該物品等の製造、輸入、販売等の事業を所管する大臣と共同して作成する案に基づいて、これを行うものとする。」とされている。

このような背景を踏まえ、グリーン購入法における公共工事の特定調達品目に関する事項について、学識経験者等の専門的立場から助言、提案を行うことを目的とする。

2. 検討事項

- (1) 公共工事に関するグリーン購入法の特定調達品目の選定、見直しのための技術評価基準の検討
- (2) 公共工事に関するグリーン購入法の特定調達品目の選定、見直しの検討

3. 組織等

- (1) 本委員会は、学識経験者、専門家、関連団体からなる委員で構成する。
- (2) 委員長を 1 名置く。なお、委員長に事故等で委員長の任務遂行が難しい場合は、別の委員がその職務を代行する。
- (3) 委員会において特別な事項について検討する必要がある場合には、必要に応じて委員会の下に専門委員会等を置くことができるものとする。
- (4) 検討事項と関係のある者を委員長の了解を得た上で参考人として出席させることができるものとする。
- (5) 事務局は、国土交通省大臣官房技術調査課及び国土技術政策総合研究所防災・メンテナンス基盤研究センター建設システム課に置く。
- (6) その他、上記により難い事由が生じた場合は、事務局が委員長の了解を得た上で実施する。

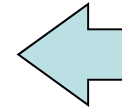
4. 会議結果の公開等

会議資料及び議事要旨については、原則として、ホームページに公開する。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合は非公表とする。

グリーン購入法(公共工事分野)の検討体制

環境省

- 調達推進の基本的方向、特定調達品目及びその判断の基準など
各機関が調達方針を作成する際の基本的事項などの決定
- 提案品目の受付、および結果の公表



助言・提案

【有識者委員会】

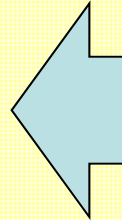
- 特定調達品目検討会 — 専門委員会

公共工事に関わる
提案品目



公共工事に関わる
審査結果

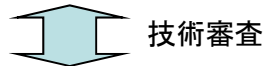
【審査結果取りまとめ】
国土交通本省
国土技術政策総合研究所



【有識者委員会】

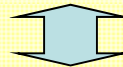
- 公共工事の環境負荷低減施策推進委員会 — 特定調達品目検討WG
- ・特定調達品目の提案・評価等に対する助言・提案
- ・技術評価基準の検討

※委員会事務局: 技術調査課、国総研建設システム課



技術審査

【土木分野】【港湾分野】
国土技術政策総合研究所
・各研究室で技術審査

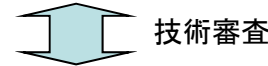


※必要に応じて評価を依頼

独立行政法人 港湾空港技術研究所

独立行政法人 土木研究所

公益社団法人 土木学会



技術審査

【建築分野】官庁営繕部

- ・技術審査



技術審査

【機械分野】公共事業企画調整課

- ・技術審査

※土木、建築、機械の共通する項目については共同で技術審査